

裁判官だって主張する！ 前代未聞・史上初！ 現役裁判長の時に提訴した

竹内裁判・地域による報酬格差は違憲！ 裁判官の独立と良心を守る訴訟

憲法違反を理由に名古屋地裁に提訴

元裁判官の竹内浩史さん(2025年3月退官)は津地裁の裁判長当時、名古屋から津に転勤したことで「地域手当」が減らされ、3年間(2021-2023年分)で238万円以上(さらに追加分を提訴の予定)も報酬が大幅に減額されました。憲法80条2項が、裁判官が良心に従い独立して裁判を行うことができるように裁判官の報酬の減額を禁止しているにもかかわらず、地域間格差が大きく実質的に裁判官の減給を可能にする「地域手当」(大半の地域は級なし)が存在することは許されないとし、2024年に名古屋地裁に提訴しました。



竹内さんが訴えた3つのわけ

提訴した理由は、大きくいって、以下の3点によるものです。

①地域手当は憲法80条2項が減額を禁止する裁判官の報酬に含まれ、任地により減額す

ることは違憲。

②国家公務員の地域手当の違憲・違法性です。勤務地による差別として、憲法14条1項の平等原則違反です。竹内さんは大阪高裁(16%)→名古屋高裁(15%)→津地裁(6%)と異動のたびに地域手当が減額されました。これは国家公務員の問題にとどまらず、地方公務員においても隣町の地域手当(都道府県単位ではない)が低ければ、必要な人員が確保できないことにつながります。

③東京特別区などは当初から20%の手当を保証されており、人事配置によって、裁判官をコントロールする事が可能であり、憲法76条3項の裁判官が良心に従い独立して職権をおこなうという姿勢を貫けなくなります。

当時の地域手当の割合

級	割合	主な地域
1級地	20%	東京都23区
2級地	16%	横浜市/和光市
3級地	15%	名古屋市
4級地	12%	神戸市
5級地	10%	京都市/広島市
6級地	6%	津市/川越市
7級地	3%	札幌市/金沢市
級なし	0%	山口市

人事権のある最高裁の顔色をうかがう「ヒラメ裁判官」が横行することになり、判決への影響も軽視できないからです。

裁判官は長期にわたって憲法に保障された言論・表現の自由や、結社の自由などを奪われています。竹内さんは10年間も昇進が無く、同期で階級が3号にとどまっている裁判官はおらず、後輩ですら2号に昇格しています。

勝利するためお願いします

①裁判所への要請署名へのご協力をお願いします。裁判所が法律を守る判決を書くかどうか問われています。



②支援の募金にご協力ください。ネットから「裁判官地域格差」でクラウドファンディングできます。

③2026年6月1日(月)14:00から、次回口頭弁論が、名古屋地裁大法廷で開かれます。傍聴参加をお願いします。